



Title	近世ドイツ都市ケルンにおける宗派併存体制の研究 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	鍵和田, 賢
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第11059号
Issue Date	2013-09-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/53784
Rights(URL)	http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Satoshi_Kagiwada_abstract.pdf (「 論文内容の要旨 」)



[Instructions for use](#)

学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 鍵和田 賢

学位論文題名

近世ドイツ都市ケルンにおける宗派併存体制の研究

序論では、まず近世ドイツ史の研究動向の整理から、本論文の課題が設定される。近世ドイツにおいて宗派が果たした役割については、1970年代までは近世の過酷な宗派対立がドイツ国民国家形成を遅らせたという認識から、否定的に評価されてきた。しかし、1980年代以降の「宗派化論」の興隆により、宗派が「近世国家」形成に果たした役割が指摘され、宗派の肯定的評価へと転じた。しかし「宗派化論」は、国家形成と結びついていたために、近世ドイツに多数存在した複数宗派併存という現象を説明することができず、「宗派化論」の見直しが必要とされた。そのため近年では、複数宗派併存という実態に関心が向けられ、個々の宗派の形成を異宗派＝他者との接触の中から読み解くとともに、「他者」との共存を実現した複数宗派併存という経験を、近代的な宗教的寛容に先行するものとして積極的に評価する視点が提示されている。さらに近年の研究は、同一生活圏の中で異宗派の存在を許容する心性、および異宗派との併存を維持するシステムを「宗派複数性」と名付け、近世社会において「宗派複数性」が形成されるプロセスとその機能の実態を明らかにする必要が強調される傾向にある。ただし、現在こうした研究において対象とされるのは、主としてオランダや帝国内の宗派同権都市など、「宗派複数性」が制度的に強固に構築されていた事例であり、帝国内に多数存在した、制度的には未整備であっても実態としては複数宗派の併存が見られた事例には関心があまり向けられていない。本論文は、このような研究の不足を補う意味で、名目的にはカトリック都市でありつつ実態としてはプロテスタントの居住が見られた17世紀の都市ケルンを対象に、「宗派複数性」の形成・機能を論じるものである。

第1章では、次章以降の具体的考察の前提として、17世紀ケルンの全般的な政治・経済・宗派的状況が整理される。17世紀ケルンの政治体制は、1396年に成立した「ガッフェル体制」の下にあった。「ガッフェル体制」は、全ての男性市民に参事会員選挙権を認めるもので、中世ドイツ都市の中でも「民主的な」傾向の強いものとされるが、17世紀になると参事会の閉鎖化が進行し、実質的な寡頭制に転化しつつあった。経済的には、地中海経済から大西洋経済への移行や三十年戦争の影響などで、16・17世紀を通じて退潮傾向にあった。このような環境の中で、ケルンは経済発展が著しいオランダへの依存を強めることになる。このことは、改革派プロテスタント信仰のオランダからの流入をもたらし、ケルン参事会が強硬なカトリック宗派主義政策を貫徹することを困難にした。ケルンの宗派的状況は、他の帝国都市とは異なり16世紀前半に大規模な宗教改革運動が生じておらず、異宗派の存在が問題化するのは16世紀末・17世紀初頭である。ケルンにおける異宗派の大半は改革派プロテスタントであり、彼らは出身地ごとに信徒共同体を作り、長老会議の下で自律的な教会運営を行っていた。本論文で考察の主な対象となるのも改革派プロテスタントである。

第2章では、ケルンにおける「宗派複数性」形成の前提として、17世紀初頭に生じた宗派紛争を契機に異宗派の存在が「他者」として明確に意識され、宗派併存状態が自覚化される過程が論ぜられる。17世紀初頭以前は、プロテスタントへの市民権付与が可能であり、またカトリック典礼へのプロテスタントの参加やその逆が見られるなど、ケルンにおける宗派間の差異の認識はそれ程明確ではなかった。この時点では、「宗派複数性」形成の前提となる宗派意識は形成途上にあつたといえる。しかし、17世紀初頭のいわゆる「ミュールハイム建設問題」を境に状況は一変する。ミュールハイムは、ケルンのライン対岸にケルンの経済権益を奪うために建設された新都市であり、そこではプロテスタント信仰が公認され、ケルンのプロテスタントに移住を勧誘した。ケルン参事会は、この新都市建設を武力でもって阻止し、これを境に参事会の対プロテスタント政策が急速に強硬化

する。すなわち、ケルンにとって、プロテスタントが初めて「有害な他者」として認識され、カトリックたる大半の市民との差異が明確に意識されたのである。これにより、「宗派複数性」形成の前提である宗派意識の明確化がケルンにおいても始まったといえる。

第3章では、17世紀中期に行われたプロテスタントとケルン参事会の交渉の経験を通じて、「宗派複数性」の枠組みが形作られる過程が論ぜられる。17世紀前半を通じてケルンでは宗派間の差異化が進行し、各々の宗派意識が確固たるものになっていくが、プロテスタントの生活は非常に制約の多いものであった。1648年のヴェストファーレン講和条約は、帝国政治のレベルで帝国内の「宗派複数性」を法制化したものであるが、この講和条約交渉を契機にケルンにおける宗派間関係にも変化が生じる。すなわち、ケルン参事会も宗派同権に向けた施策を迫られたことにより、都市内の宗派間交渉が促されることになった。参事会は、市内で異宗派を公認することには強い懸念を示すが、交渉の過程でプロテスタントが参事会の市内宗派問題における裁治権を尊重する姿勢を示したことにより、一定の妥協が成立した。このことにより、ケルン市内の宗派問題については、参事会の裁治権を尊重した上で個別問題について交渉するというケルン「宗派複数性」の枠組みが形成されたといえる。

第4章では、17世紀中期に枠組みが形成されたケルン「宗派複数性」が、17世紀後期において実際にどのように機能していたのかが論ぜられる。名目的には非公認であるプロテスタントが、どのように自身の典礼を実行し、カトリック住民との間でいかなる関係を結んでいたのかについて、様々な事例から検討が行われる。そこから言えることは、プロテスタントが自身の典礼を継続的に市外・市内で行うことができたこと、その際に彼らは自らの「露出」を出来る限り抑えることに腐心していたことである。すなわち、プロテスタントは、カトリックが支配する「公的」空間では周囲との同化に努め、自身の宗派的活動は「私的」空間に限定しようとしたのである。この公私の使い分けが、ケルン「宗派複数性」を維持していた仕組みであるといえる。

終章においては、本論文の考察全体を踏まえた上で、近世の「宗派複数性」が各地域の環境に応じて多様な形態を取り得るものであり、従来の研究で指摘されているような法的宗派同権体制がいかなる地域においても最善である訳ではないことが指摘された。